

人文社会科学部講演会
名古屋入管スリランカ人女性死亡事件の
不起訴処分について考える



講師

指宿昭一 弁護士

ウィシュマさん死亡事件
刑事告訴弁護団・国賠訴訟弁護団

- ・入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合
(入管闘争市民連合)代表
- ・入管を変える！弁護士ネットワーク共同代表
- ・日本労働弁護団全国常任幹事・東京支部元事務局長
- ・外国人研修生問題弁護士連絡会共同代表
- ・外国人労働者弁護団代表

2021年3月6日、名古屋入管に収容されていた33歳のスリランカ女性ウィシュマ・サンダマリさんが死亡した。

長期にわたる収容の中で、食べても飲んでも吐いてしまうような状況で、飢餓状態に陥っていたのに、入管は点滴をしなかった。

その結果、ウィシュマさんは死亡した。

遺族は、殺人罪で名古屋入管局長ら13人の幹部と職員を告訴したが、名古屋地検は「死因が不明」であるとして不起訴処分とした。

その後、名古屋第一検察審査会が、不起訴は不当であるという決議をし、名古屋地検は再捜査をしたが、再び不起訴処分とした。

権力犯罪は断罪されにくい、特に本件は、検察官が幹部を占めている入管組織における事件であった。

この事件を通じて、日本の刑事司法の現状について考える。

日時：2024年1月24日(水)2限(10時30分～12時)

場所：共通教育棟1号館3階 133番教室

お問い合わせ先：稲田朗子研究室

<https://forms.office.com/r/yGPAkMMQHp>

